

2018年9月12日

株式会社 七十七銀行

## 「平成30年北海道胆振<sup>いぶり</sup>東部地震」で被害にあわれたお客さまへの対応について

この度、「平成30年北海道胆振東部地震」で被害にあわれた皆さまには、心からお見舞い申し上げます。

株式会社七十七銀行（頭取 小林 英文）では、地震で被害にあわれ、通常のお取引やお手続きが困難なお客さまに対しまして、下記のとおり、弾力的なお取扱いをさせていただきますので、窓口までご相談ください。

### 記

1. 各種ご預金の通帳・証書・お届けの印鑑等をなくされた場合はご相談ください。  
（ご本人様を確認できる資料をできる限りお持ちください。）
2. 定期預金、定期積金等の期限前払戻しについてご相談ください。
3. この度の災害による被害のため、支払期日が経過した手形（電子記録債権を含みます）については、関係金融機関と話し合いの上お取立てができますので、ご相談ください。
4. この度の災害時における不渡処分については、配慮させていただきます。
5. 汚れた紙幣・硬貨のお引換えをいたします。
6. 国債等をなくされた場合はご相談ください。
7. 災害の復旧に向けての各種ご融資等についてご相談ください。

以上



七十七銀行

〒980-8777

仙台市青葉区中央三丁目3番20号

TEL 022(267)1111(大代表)